

令和8年度 指定障害児通所支援事業者等集団指導

令和8年9月 寝屋川市福祉部指導監査課

①指導・監査の実施

※寝屋川市内にある事業所に対しては、寝屋川市が以下のとおり指導・監査を実施します。

	集団指導	運営指導	監査
目的	指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ること		
方針	指定障害児通所支援等の取扱い又は障害児支援給付費等に係る費用の請求に関する事項の周知徹底		指定基準違反等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ること
対象等	1年に1回(全事業所)	3年～6年(指定有効期間)に1回以上	通報等に基づく情報などを踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合
方法	講習等の方式	面談方式	実地検査等



②業務管理体制の整備

・趣旨

事業者等による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者等の保護と障害福祉サービス等の事業運営の適正化を図るため、事業者等に対し、業務管理体制の整備を義務付けるもの

・内容(「事業所数」は、指定を受けている事業所(サービス・支援)の数)

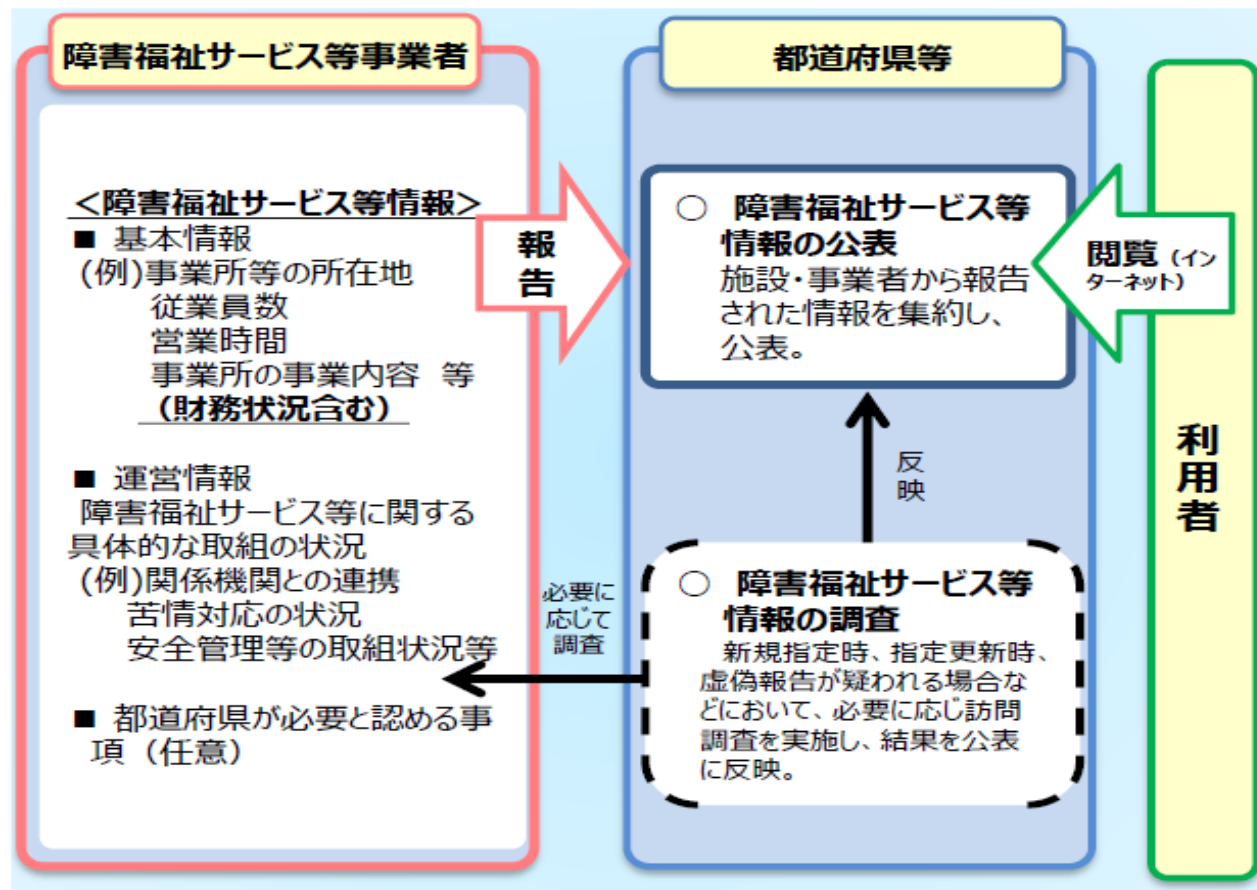
事業所数	1～19	20～99	100以上
法令遵守責任者の選任	○	○	○
法令遵守規程の整備	-	○	○
業務執行の状況の監査	-	-	○

・届出

事業所の所在地	2以上の都道府県	2以上の府内市町村	寝屋川市内のみ
届出先	厚生労働省	大阪府	寝屋川市



③情報の公表



※情報公表制度に基づく報告が未実施の場合、**情報公表未報告減算**の対象となります。

・趣旨

利用者の権利擁護及びサービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため、事業者が自らの情報を都道府県等へ報告し、都道府県等が当該情報を公表するもの

・流れ

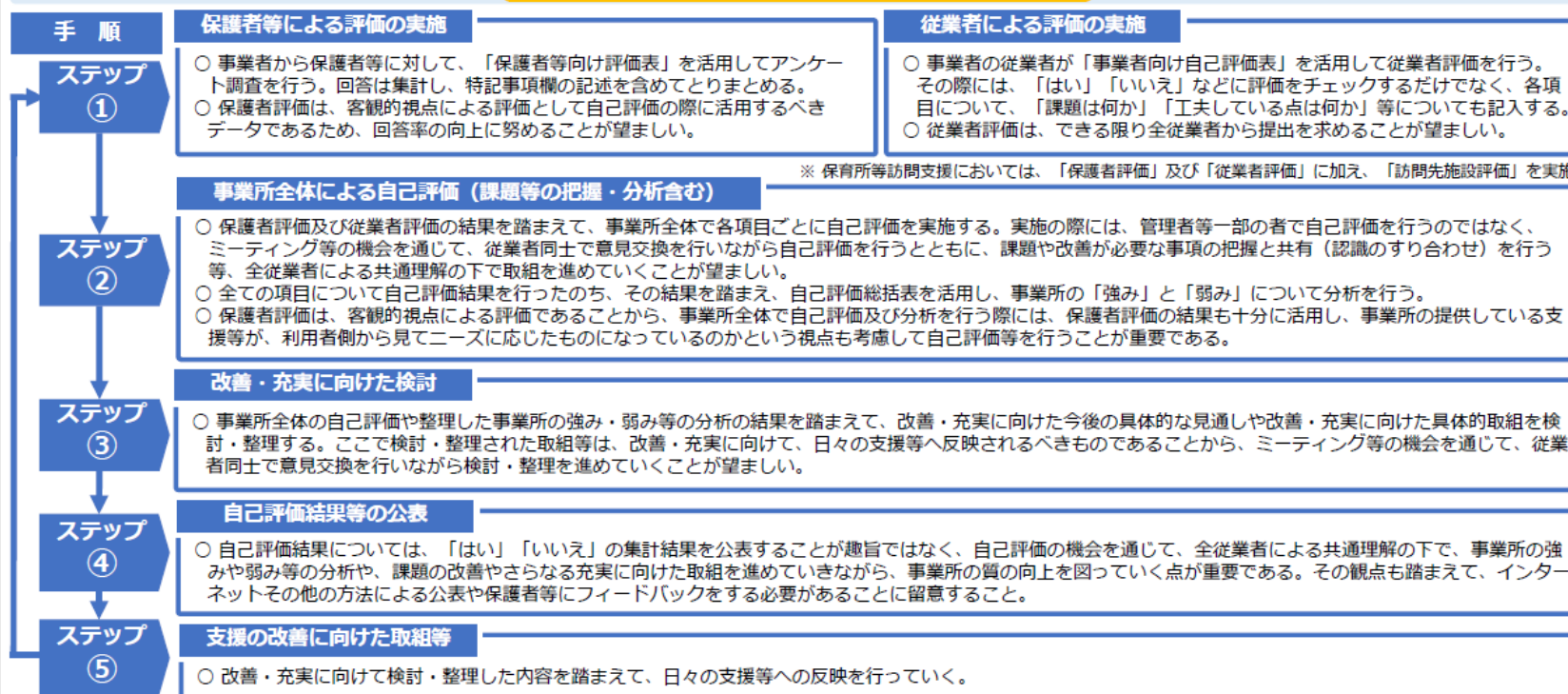
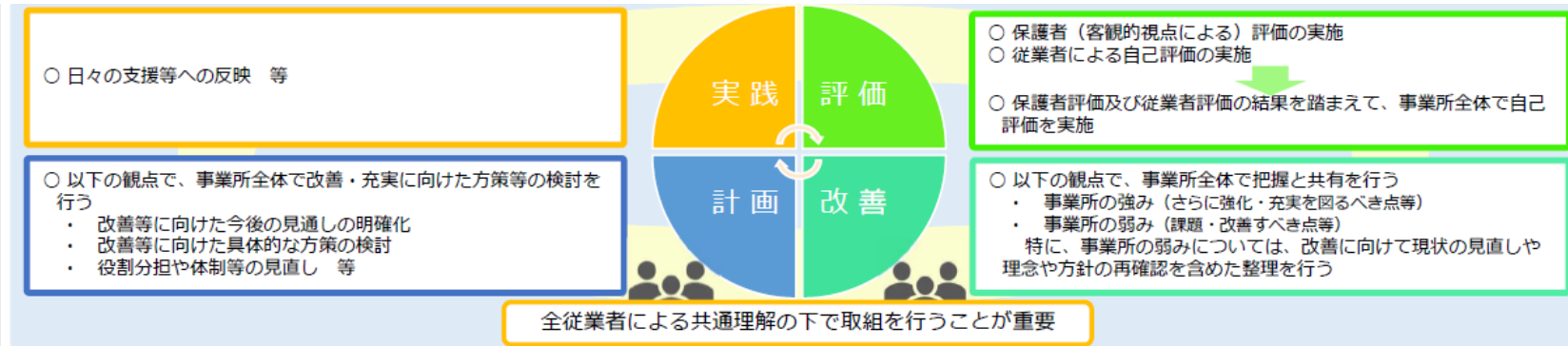
1. (事業者→寝屋川市)「基本情報登録依頼書」の提出
2. (寝屋川市)1を基に、基本情報を登録
3. (事業者)障害福祉サービス等情報公表システムから通知されるID・PWを使用・ログインの上、基本・運営情報、経営情報を入力
4. (事業者→寝屋川市)入力情報の報告
5. (寝屋川市)報告内容の公表

・変更点

1. (令和7年度)経営情報の見える化の運用開始
2. (令和8年度)サービス種別「就労選択支援」の追加

④事業実施に当たっての留意点

事業所全体の自己評価



・ 義務付けの内容

おおむね1年に1回以上、自己評価を行い、保護者評価等を受け、改善を図るとともに、その内容を公表すること

・ 対象支援

1. 児童発達支援
2. 放課後等デイサービス
3. 保育所等訪問支援

※届出内容・方法等について、寝屋川市内において対象支援を実施する事業者宛てに通知しますので、期間内に届け出てください。

※自己評価結果等の公表が未実施の場合、**自己評価等未公表減算**の対象となります。

支援プログラムの策定及び公表

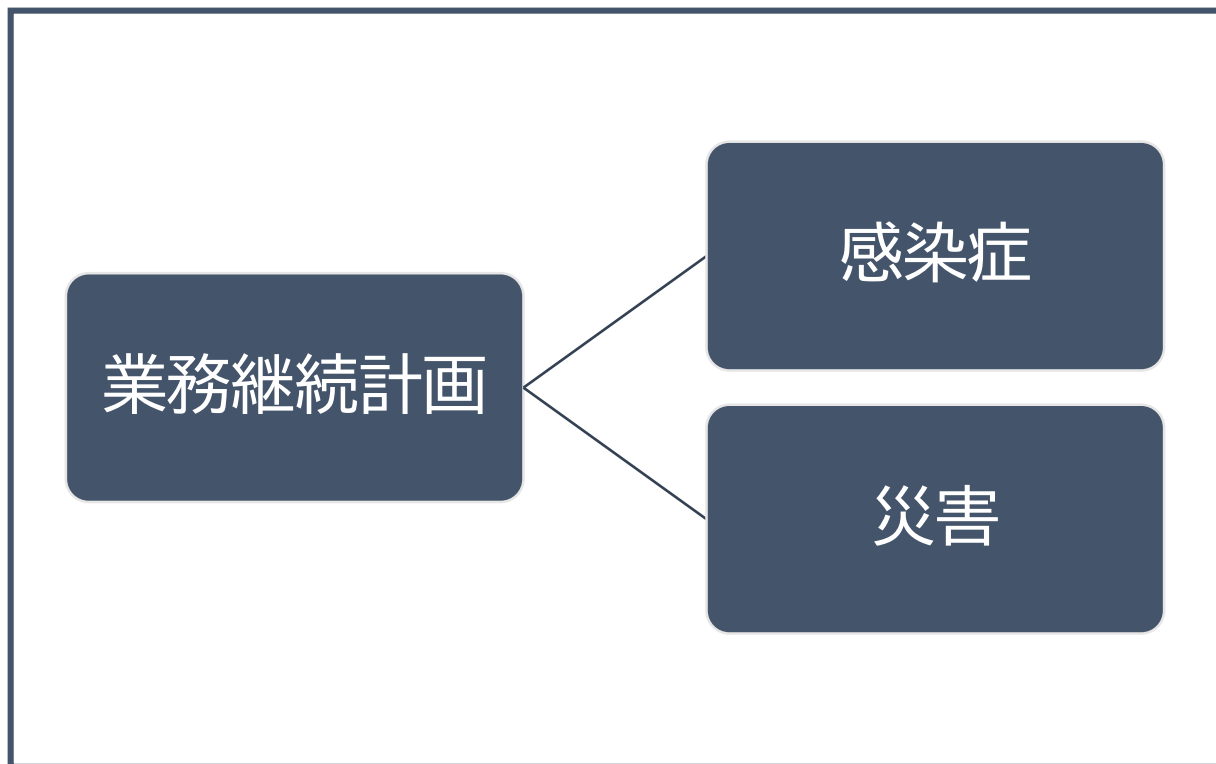
事業所名		支援プログラム（参考様式）				作成日		年	月	日
法人（事業所）理念										
支援方針										
営業時間		時	分から	時	分まで	送迎実施の有無		あり	なし	
		支 援 内 容								
本人支援	健康・生活									
	運動・感覚									
	認知・行動									
	言語 コミュニケーション									
	人間関係 社会性									
家族支援						移行支援				
地域支援・地域連携						職員の質の向上				
主な行事等										

※支援プログラムを策定し、公表した場合は、速やかに届け出てください。

※支援プログラムの公表が未実施の場合、**支援プログラム未公表減算**の対象となります。

- 目的
総合的な支援の推進及び事業所の提供する支援の見える化を図ること
- 義務付けの内容
5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画（支援プログラム）を策定し、公表すること
- 対象支援
 1. 児童発達支援
 2. 放課後等デイサービス
 3. 居宅訪問型児童発達支援
- 記載項目
 1. 事業所における基本情報（事業所名、作成年月日、法人理念、支援方針、営業時間、送迎実施の有無）
 2. 支援内容（本人支援の内容と5領域の関連性、家族支援の内容、移行支援の内容、地域支援・地域連携の内容、職員の質の向上に資する取組、主な行事等）

業務継続計画の策定等



• 目的

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため

• 義務付けの内容

1. 感染症・災害に係る業務継続計画の策定
2. 1の計画に従い、従業員に対して、必要な研修及び訓練を、それぞれ年1回以上、実施（・記録）

• 記載項目

1. 平時からの備え・平常時の対応
2. 初動対応・緊急時の対応
3. 感染拡大防止体制の確立・他施設及び地域との連携

※業務継続計画が未策定の場合、**業務継続計画未策定減算**の対象となります。

安全計画の策定等

事業所安全計画例 (別添資料3)

○安全点検

(1) 施設・設備・園外環境(散歩コースや緊急避難ルート)の安全点検

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所						

(2) マニュアルの策定・共有

分野	策定期間	見直し(再点検)予定時期	掲示・管理場所
重大事故防止マニュアル	年 月 日	年 月 日	
☐ 午睡	年 月 日	年 月 日	
☐ 食事	年 月 日	年 月 日	
☐ プール・水遊び	年 月 日	年 月 日	
☐ 園外活動	年 月 日	年 月 日	
☐ バス送迎(※実施している場合のみ)	年 月 日	年 月 日	
☐ 降着(※必要に応じ策定)	年 月 日	年 月 日	
災害時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
119番対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
救急対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	
不審者対応時マニュアル	年 月 日	年 月 日	

○訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難訓練等 ※1						
その他 ※2						
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
避難訓練等						
その他 ※1						

※1 「その他」・・・「避難訓練等」以外の119番通報、救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エビピシ®の使用等)、不審者対応、送迎バスにおける見守り防止等

(2) 訓練の参加予定者(全員参加を除く。)

訓練内容	参加予定者

○児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導(事業所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等)

	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
乳児・1歳以上3歳未満児				
3歳以上児				

(2) 保護者への説明・共有

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月

(3) 職員への研修・講習(事業所内実施・外部実施を明記)

4~6月	7~9月	10~12月	1~3月

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体・関係団体等が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加回数にかかわらず記載する

--

○再発防止策の徹底(セカリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等)

--

○その他の安全管理に向けた取組(地域住民や地域との関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等)

--



- 目的
- 障害児の安全の確保を図るため

- 義務付けの内容

- 事業所ごとに、日常生活における安全に関する指導、従業員の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画(安全計画)の策定
- 従業員に対する、安全計画の周知と、1の研修及び訓練の定期的な実施
- 保護者に対する、安全計画に基づく取組の内容等の周知

自動車を運行する場合の所在の確認

・趣旨

送迎用バスに園児が置き去りにされ、亡くなる事案が起きたことを受けた、送迎に当たっての安全管理の徹底

・義務付けの内容

1. 障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認すること。
2. 障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、1の所在確認を行うこと。

※2の対象支援は、児童発達支援、放課後等デイサービスであり、原則、座席が3列以上の自動車です。



⑤虐待等の防止

障害者虐待防止法

- 正式名称

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

- 目的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資すること

- 定義

1. 障害者…心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
2. 障害者虐待…①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待
3. 障害者虐待の類型…①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待

※「障害者」について、障害者手帳の有無は、問いません。

※「障害者福祉施設従事者等」には、**障害児通所支援事業又は障害児相談支援事業**に係る業務に従事する者を含みます。

・虐待防止施策(義務付けの内容等)

1. ①何人も障害者を虐待してはならない旨、②障害者の虐待の防止に係る国等の責務、③障害者虐待の早期発見の努力義務を規定
2. ①「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付け、②障害者虐待防止等に係る具体的スキームの策定
3. 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付け

※「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」における具体的スキーム



・その他

1. 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能
2. 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備
3. 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等

身体拘束等の禁止

・ 義務付けの内容

1. やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等の必要事項を記録
2. 身体拘束適正化検討委員会を定期的(年1回以上)に開催、従業者に対する結果の周知徹底
3. 身体拘束等の適正化のための指針の整備
4. 従業者に対する、身体拘束等の適正化のための研修の定期的(年1回以上)な実施

※身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合、**身体拘束廃止未実施減算**の対象となります。



虐待等の禁止

・ 義務付けの内容

1. 虐待防止委員会を定期的(年1回以上)に開催、従業者に対する結果の周知徹底
2. 従業者に対する、虐待の防止のための研修の定期的(年1回以上)な実施
3. 虐待防止措置を適切に実施するための担当者を配置

※虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合、**虐待防止措置未実施減算**の対象となります。

こども性暴力防止法

こどもをまもろう みんなでまもろう



・正式名称

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

・施行期日

令和8年12月25日

・趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付け

・対象

1. 「学校設置者等」…学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者
2. 「学校設置者等における教員等」…教諭、保育士等

※「学校設置者等」には指定障害児通所支援事業を行う者が、「学校設置者等における教員等」には指定障害児通所支援事業を行う事業所の管理者・従事者が含まれます。

・対象事業者等に求められる措置等

1. 安全確保措置…①初犯防止対策(児童等との面談等、教員等の研修)、②再犯防止対策(特定性犯罪前科の有無の確認)、③防止措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)
2. 情報管理措置…犯罪事実確認書等の適切な管理など



・周知事項①

こども性暴力防止法関連システムの事業者アカウント登録までの流れ(イメージ)

○ 新システムを通じたアカウント登録までの手続・期間は、次のような流れを想定(調整中の内容を含む)。

- ①【学校設置者等・施設等運営者】GビズIDの申請等(～4月末頃まで:約3か月)
 - ・学校設置者等・施設等運営者が、個別にGビズID(プライム)を申請
 - ・GビズID(プライム)発行後、各事業者は、必要に応じてGビズID(第一管理者)を登録
 - ※ プライム取得後、「③事業者情報の登録」までに、プライム・第一管理者の異動が生じた場合は登録を更新
- ②【デジタル庁】GビズIDの発行
 - ・デジタル庁において、申請されたGビズID(プライム、第一管理者)を発行
- ③【学校設置者等・施設等運営者(※施設・事業所が登録)】事業者情報の登録(4月～6月:約3か月)
 - ・施設・事業所が、学校設置者等・施設等運営者の情報を含め、事業者情報(GビズIDを含む)を所轄庁に登録
 - ・所轄庁の方針に従い、4・5月中も登録可能
 - ※ 登録様式(エクセル/フォーム)や、学校設置者等が新設された場合等の情報更新の方法等については別途検討
- ④【所轄庁】事業者情報の確認・とりまとめ・提出(5月～7月:約3か月)
 - ・学校設置者等の登録情報に不備がないかの確認を行い、とりまとめた段階で、こども家庭庁に提出(※)
 - ・所轄庁ごとに締切りを前倒しするなどし、情報が早めにとりまとめられ、締切り以前であっても提出可能(こども家庭庁への提出締切りは厳守)
 - ※ 提出に当たっては、所轄庁から「登録とりまとめ」担当に提出し、「登録とりまとめ」担当からこども家庭庁に提出する。
- ⑤【こども家庭庁】データクレンジング→システムへのデータ取込み(5月中旬～10月:約5か月半)
 - ・提出された事業者情報を精査 → 所轄庁を通じて学校設置者等に情報の確認 → 情報の確定(システムへの取込み)
- ⑥【学校設置者等・施設等運営者】権限設定準備(11月～12月上旬:約1か月半)
 - ・学校設置者等・施設等運営者は、事務等を行う従事者ごとに、いずれの権限(犯歴確認ができる者等)を設定するか検討
- ⑦【学校設置者等・施設等運営者】権限設定(12月中旬にシステム暫定稼働) → 犯罪事実確認書の交付申請等(施行日(12月25日)にシステム本格稼働)
 - ・学校設置者等・施設等運営者は、システム(暫定稼働)上で権限設定 → 施行日(12月25日)からシステム上で犯罪事実確認書の交付申請が可能に

※指定障害児通所支援事業者は、「学校設置者等」となります。

※所轄庁「④事業者情報の確認・とりまとめ・提出」まで完了していますので、法施行日に向けて準備を進めていただくようお願いします。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
こども家庭庁	周知・説明会等				⑤データクレンジング						★	⑦システム 暫定稼働 (12月中旬)
デジタル庁		②GビズID発行・通知			所轄庁ごとに順次提出・確認			照会	回答	データ取込み		
所轄庁					④事業者情報の確認・とりまとめ・提出		⑤こども家庭庁からの確認に対応				↓	権限設定
学校設置者等・施設等運営者		① GビズID申請等			順次提出・確認							本格稼働 (12月25日)
			③事業者情報の登録(※施設・事業所が登録)					⑤こども家庭庁からの確認に対応		⑥権限設定準備		★

・周知事項②

施行時現職者の犯罪事実確認書の交付申請の分散について

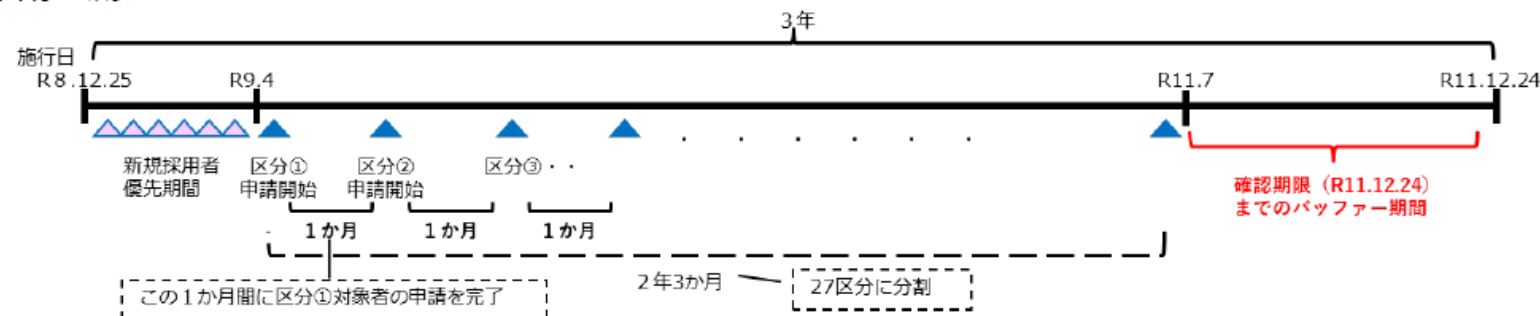
こどもまんなか
こども家庭庁

こどもまもろう みんなでまもろう



- 施行時現職者の犯罪事実確認(約280万人)が、法定期限(施行後3年以内:令和11年12月24日)までに終わられるよう、犯罪事実確認書の交付申請時期を分散
- 母数の大きい公立学校については、各都道府県教委・市町村教委において、各学校の対象従事者数を把握し、各教委ごとに分散方法を決定(例:採用年次、学校単位、学校種別 等)
- それ以外の施設・事業(私立学校、児童福祉施設等)については、各都道府県を27区分(27か月)に割り振り、学校設置者等は、所在する都道府県の申請対象月に犯罪事実確認書の交付申請を実施
- 割り当てられた申請対象月の1か月での申請が難しい場合は、その前後1か月を含め、最大3か月の間に申請
- 所轄庁は期限までに犯罪事実確認が完了するよう、進捗管理

<分散申請の流れのイメージ>



※法施行日から令和9年3月までの期間は、新規採用者の優先確認期間であることから、施行時現職者(法施行日、現に教員等としてその本来の業務に従事させている者)の犯罪事実確認は行われません。

→**施行時現職者の犯罪事実確認は、原則として令和9年4月から令和11年6月まで(申請対象時期は、所轄庁又はこども家庭庁から別途通知)に分散して行われます。**

※令和11年12月24日を経過しても確認が終了していない場合は、**犯罪事実確認義務違反**となります。

リンク集

※ いずれも令和8年8月現在になります。

こども家庭庁

① 障害児支援施策

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/>

② こども性暴力防止法

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

厚生労働省

③ 障害福祉分野における指導監督

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kanriseibi/index.html

④ 障害福祉サービス等情報公表制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00001.html

⑤ 障害福祉サービス事業所等における業務継続計画(BCP)作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

⑥ 指定申請等の標準様式等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/seisansei/youshiki.html



ありがとうございました



御多忙の中、御覧いただき、
ありがとうございました。